

第35回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年7月21日（水）

午後5時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業について
- (3) その他

3 閉 会

第35回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年7月21日（水）

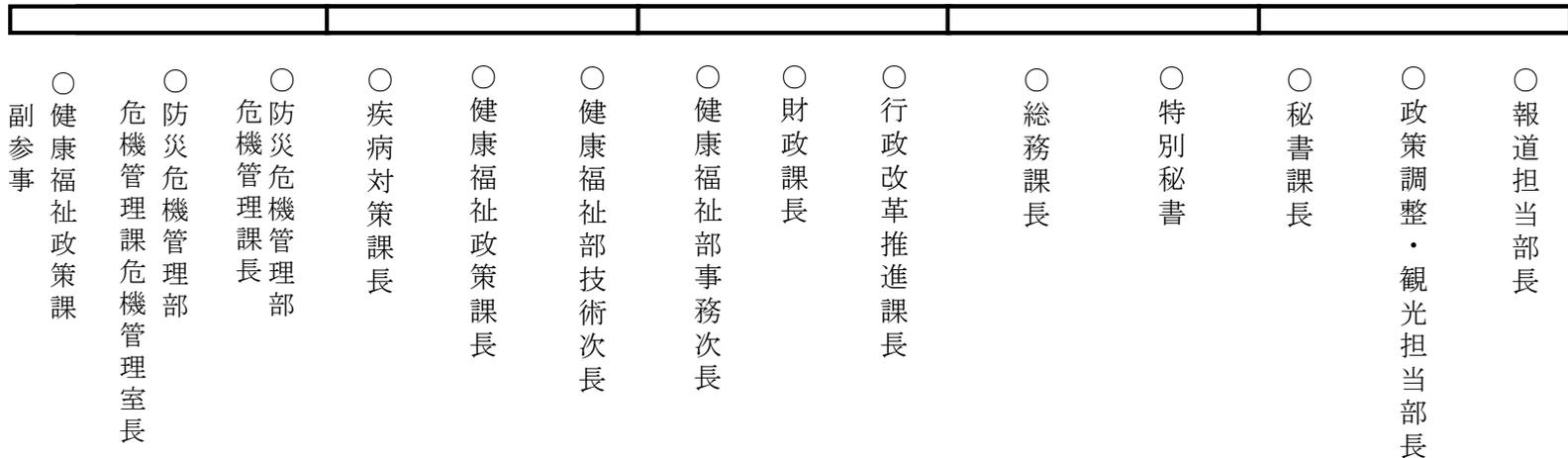
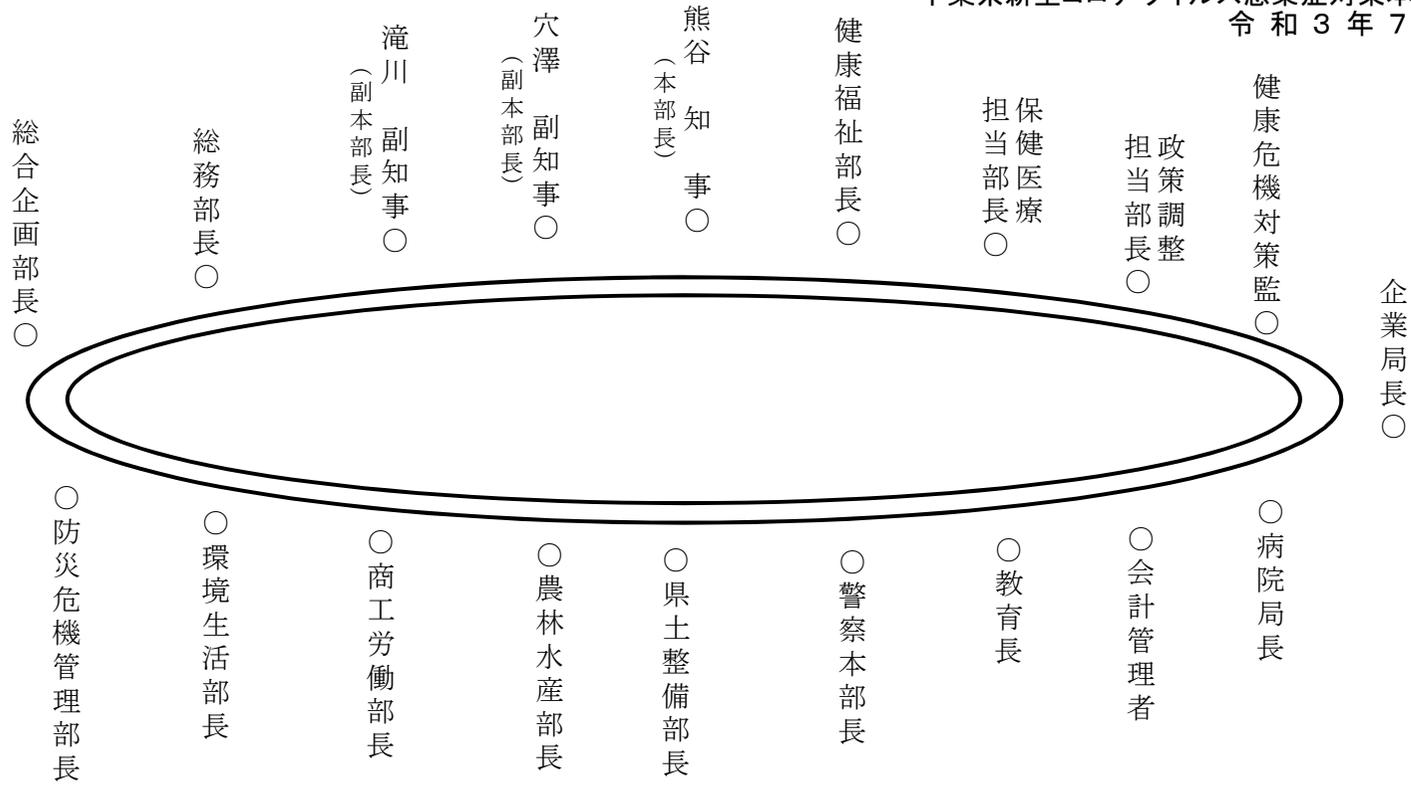
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年7月21日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年7月21日(水)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県 の 感染状況等 [7月20日時点]

項目	本日の数値 (7月20日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	238.4 人	—	—
(2)直近1週間と先週1週間の比較	1.39	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	26.67人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	9.8% (163 / 1669)	—	—
(5)感染経路不明率	60.3% (1006 / 1669)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	7.39% (7月17日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	42.8% (546 / 1275)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数/療養者数) (注2)	28.2% (546 / 1933)	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	17.8% (18 / 101)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	30.88人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	44.2% (447 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

千葉県 の感染状況等の推移 [7月20日時点]

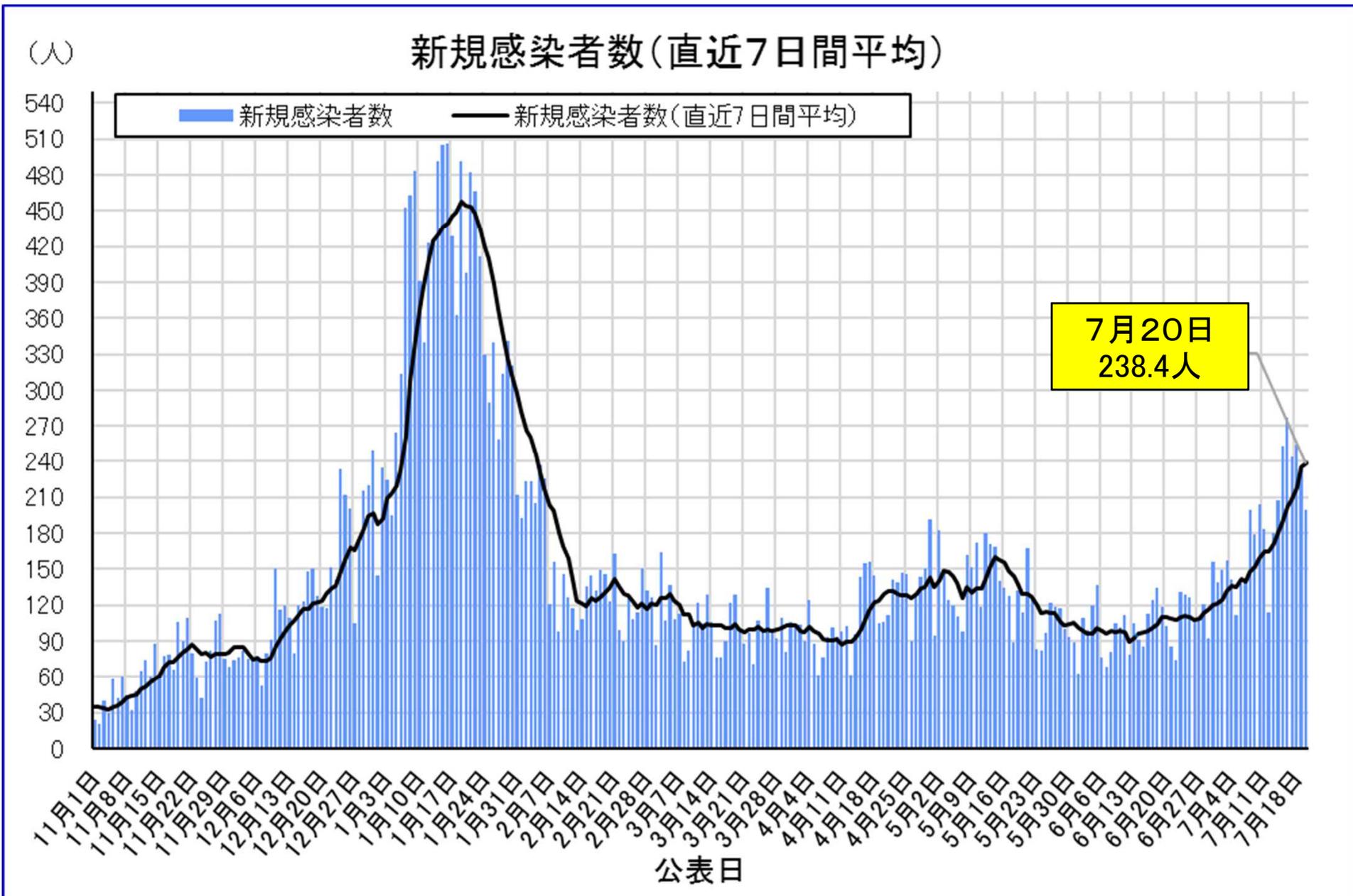
項目	5/18	5/25	6/1	6/8	6/15	6/22	6/29	7/6	7/13	7/20
新規感染者数 (直近7日間平均)	144.6	114.9	100.6	98.6	97.6	107.6	116.4	141.7	171.3	238.4
直近1週間と先週1週間の比較	1.08	0.79	0.88	0.98	0.99	1.11	1.08	1.22	1.21	1.39
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	16.17	12.85	11.25	11.02	10.91	12.03	13.02	15.85	19.16	26.67
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	17.0%	15.5%	12.2%	12.8%	13.8%	11.4%	11.5%	10.4%	10.7%	9.8%
感染経路不明率	56.2%	57.3%	57.1%	49.4%	55.5%	56.3%	56.9%	57.5%	59.1%	60.3%
PCR陽性率	5.45%	4.37%	4.06%	4.24%	4.66%	6.26%	4.77%	4.72%	5.80%	7.39%
	(5/15時点)	(5/22時点)	(5/29時点)	(6/5時点)	(6/12時点)	(6/19時点)	(6/26時点)	(7/3時点)	(7/10時点)	(7/17時点)
病床のひっ迫具合 (病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	33.0%	30.6%	25.0%	27.3%	25.8%	25.5%	28.4%	29.5%	35.4%	42.8%
病床のひっ迫具合 (うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	22.3%	27.7%	18.1%	20.8%	20.8%	16.8%	16.8%	16.8%	15.8%	17.8%
療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数)	21.81	17.88	15.24	14.67	14.32	15.42	16.41	18.73	22.56	30.88
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	35.0%	32.1%	25.3%	23.0%	20.8%	26.5%	28.2%	35.8%	38.6%	44.2%

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

新規感染者数（直近7日間平均）

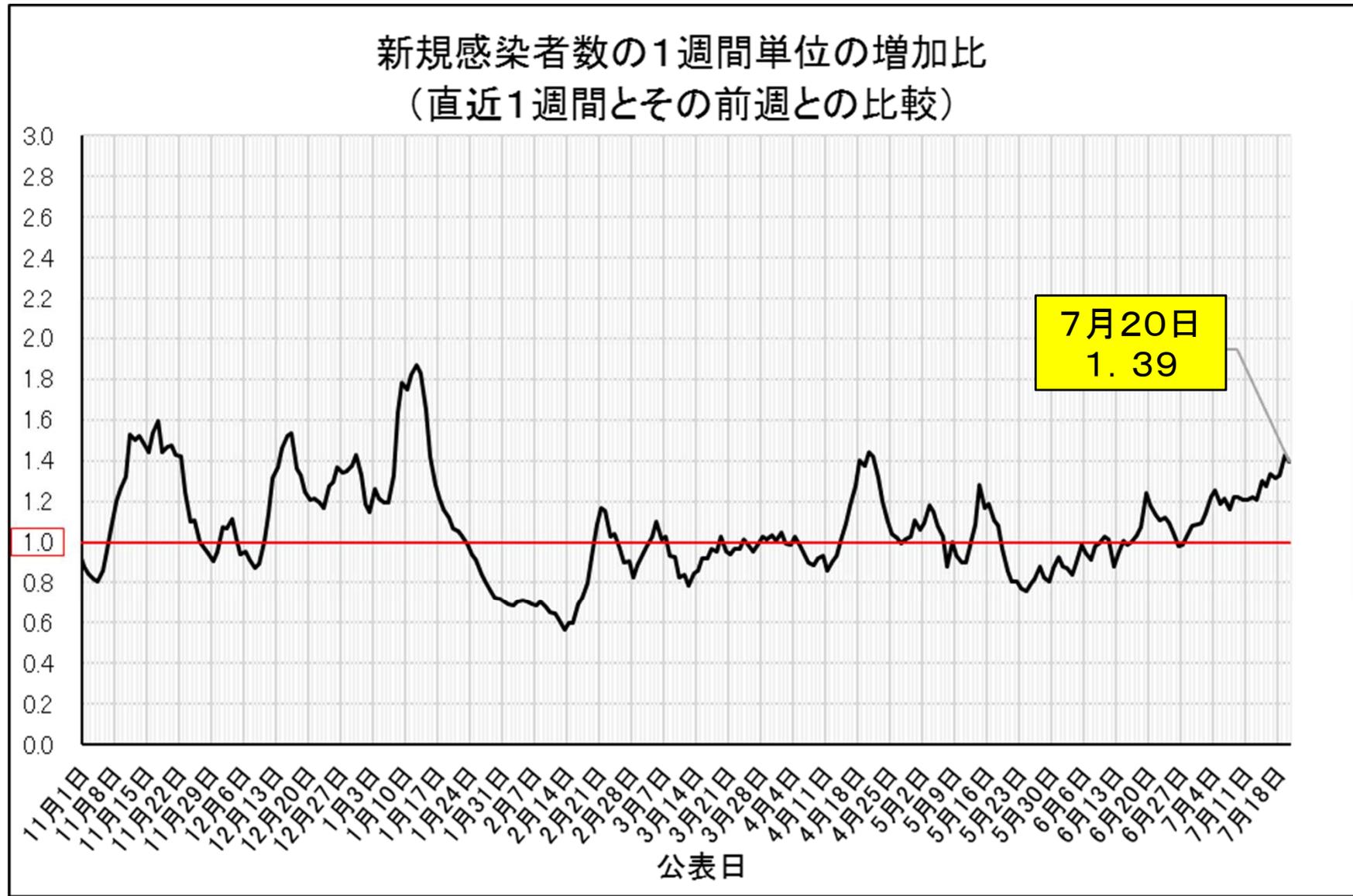
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月後半は100人を超える水準で推移しており、7月20日時点では238.4人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月下旬から徐々に増加し、7月20日現在は1.39となっている。

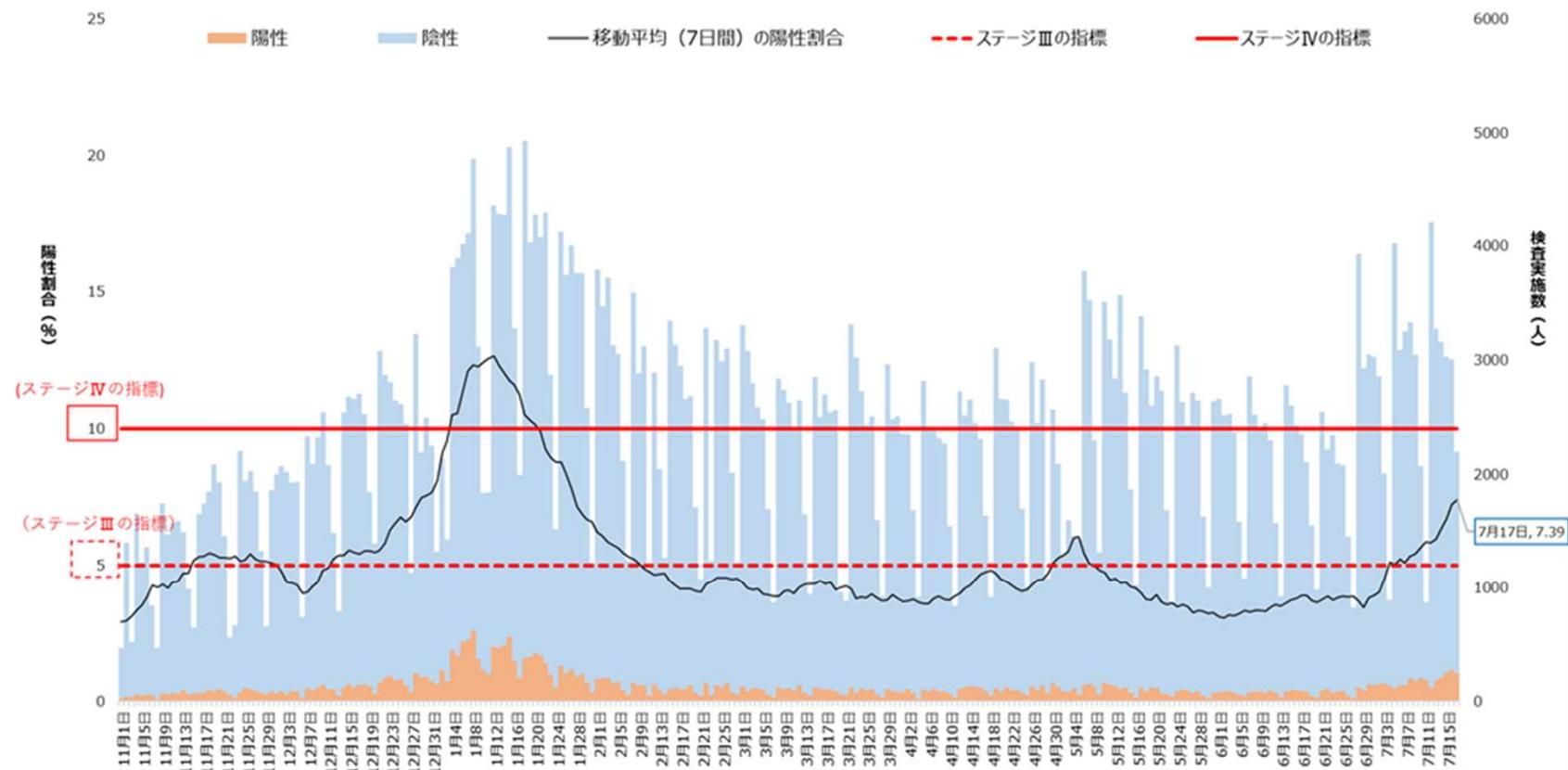
(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、5月上旬から減少傾向であったが、6月以降徐々に増加し、直近1週間の平均は7.39%となっている。

新型コロナウイルス感染症 検査陽性割合の推移
(7月17日時点)

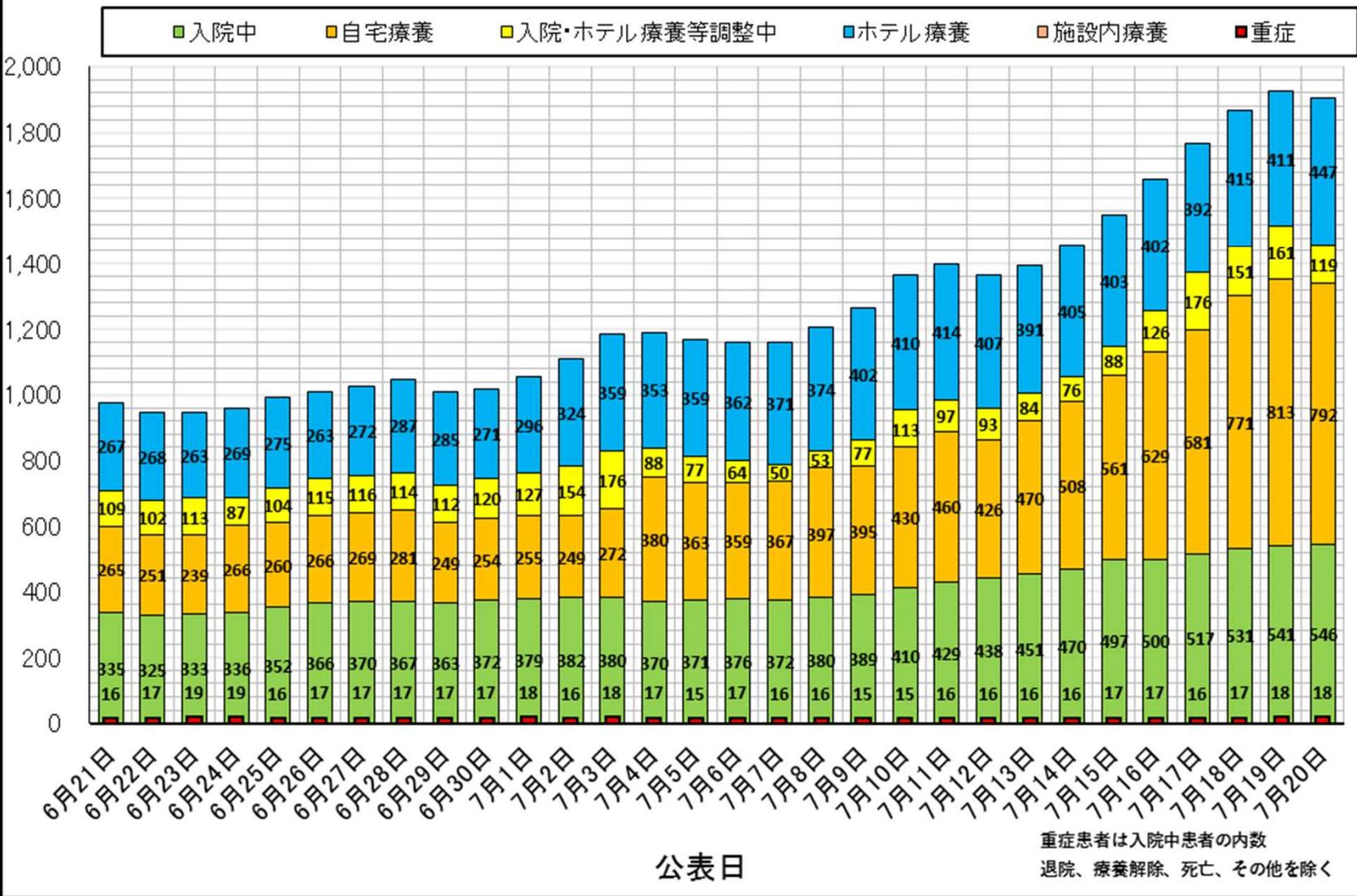


- ・県衛生研究所、県保健所、千葉市、船橋市、柏市、医療機関及び民間検査機関実施分（連絡値のため後日修正可能性あり）
- ・PCR検査及び抗原検査の結果含む
- ・国依頼検査、陰性化確認検査除く
- ・陽性割合＝陽性者数の移動平均/（陽性者数+陰性者数）の移動平均
- ・6月28日より、医療機関の検査数はG-MISによる報告から集計

期間	陽性割合
5/23 ～5/29	3.30%
5/30 ～6/5	3.22%
6/6 ～6/12	3.56%
6/13 ～6/19	3.70%
6/20 ～6/26	3.84%
6/27 ～7/3	4.51%
7/4 ～7/10	5.66%
7/11 ～7/17	7.39%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)



療養が必要な方: 1,904名

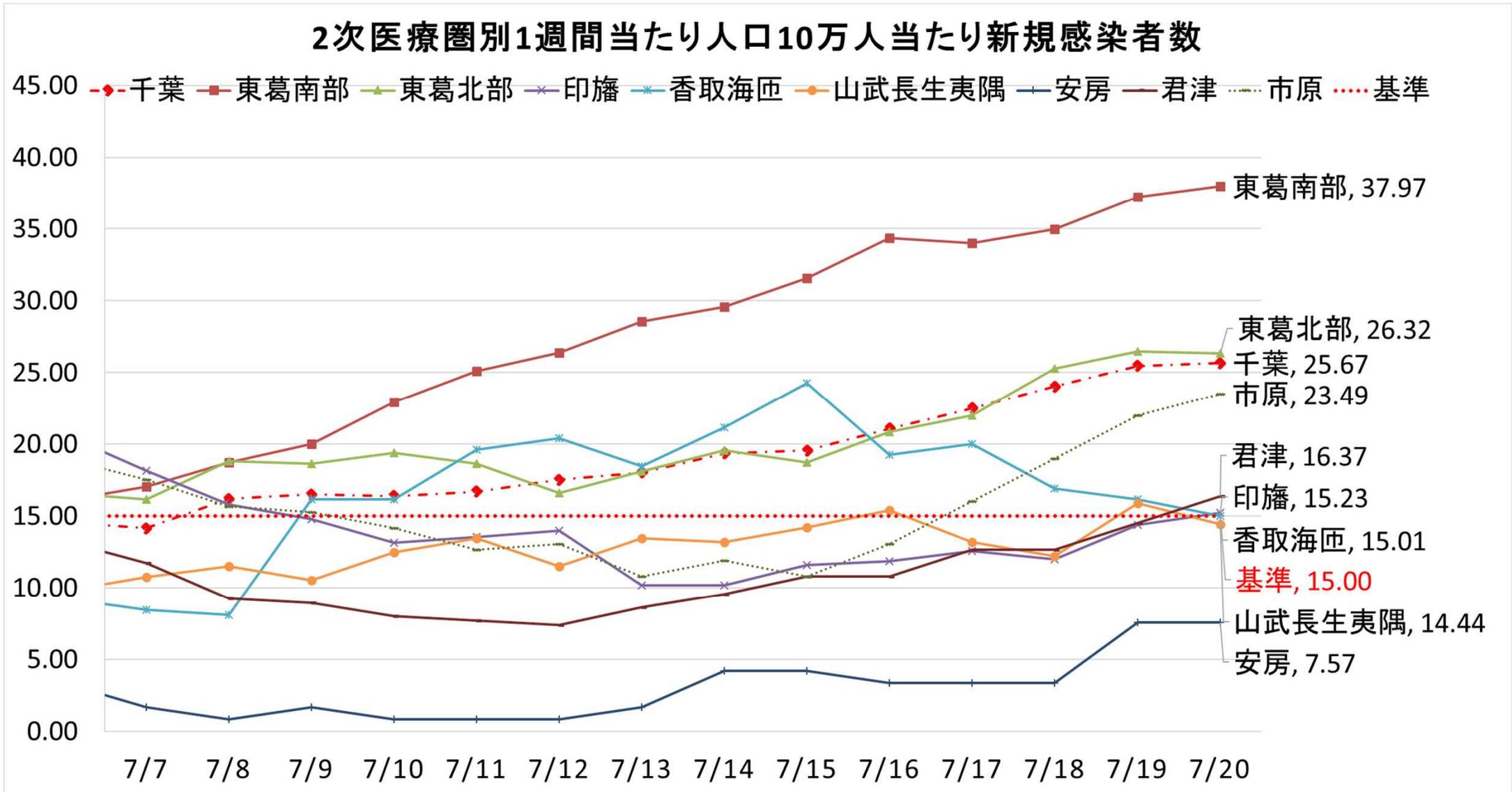
ホテル療養	447名
入院・ホテル療養調整中	119名
自宅療養	792名
入院中(うち重症)	546名(18名)

新規感染者の公表数（令和3年6月28日～）

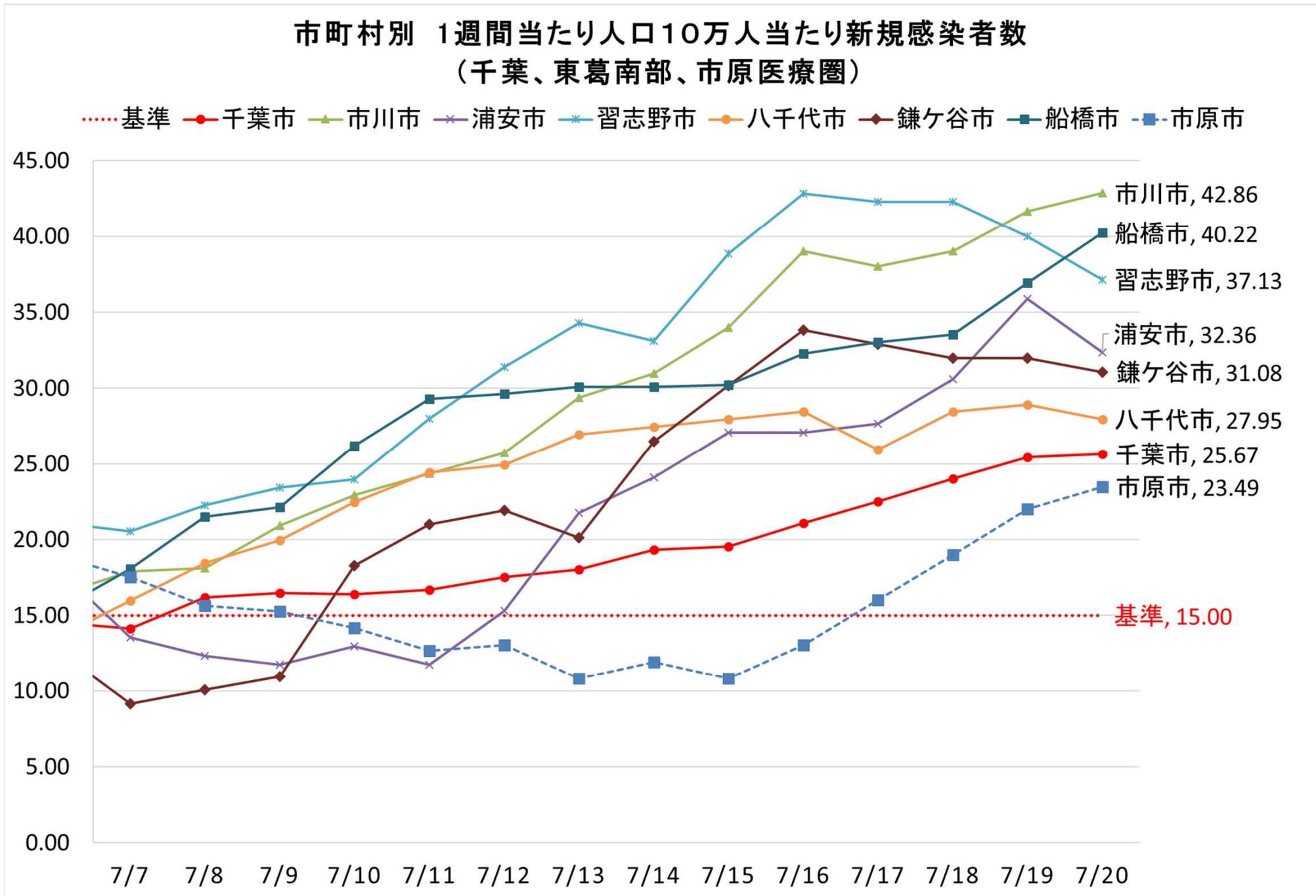
7月	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日
	121名 (797名) [1.04]	92名 (815名) [1.08]	156名 (840名) [1.09]	139名 (850名) [1.10]	149名 (873名) [1.14]	157名 (922名) [1.22]	141名 (955名) [1.25]
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
112名 (946名) [1.19]	138名 (992名) [1.22]	139名 (975名) [1.16]	200名 (1036名) [1.22]	179名 (1066名) [1.22]	204名 (1113名) [1.21]	183名 (1155名) [1.21]	
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	
114名 (1157名) [1.22]	180名 (1199名) [1.21]	208名 (1268名) [1.30]	253名 (1321名) [1.28]	277名 (1419名) [1.33]	244名 (1459名) [1.31]	254名 (1530名) [1.32]	
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
234名 (1650名) [1.43]	199名 (1669名) [1.39]						

※  赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

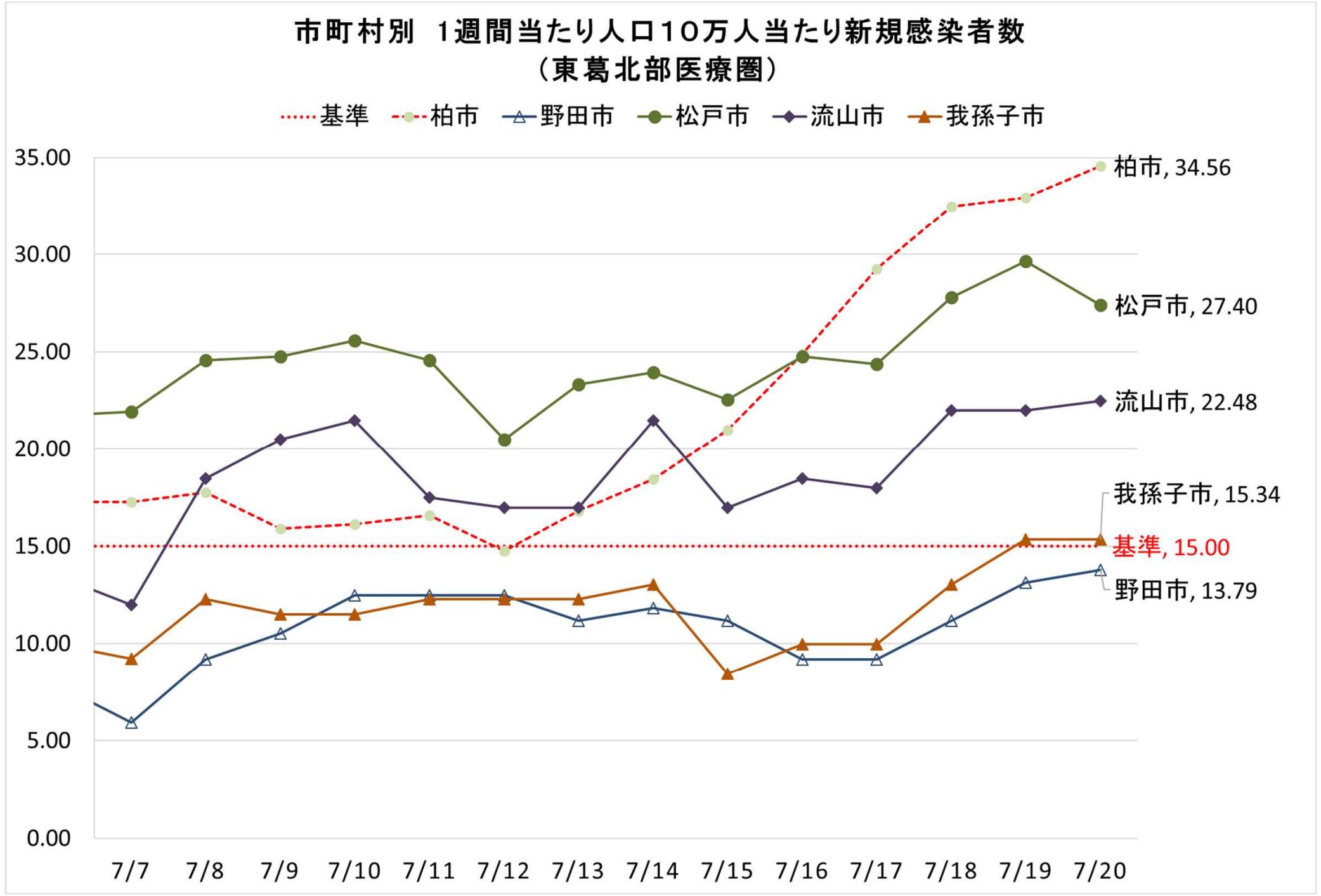
2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（千葉、東葛南部、市原地域）

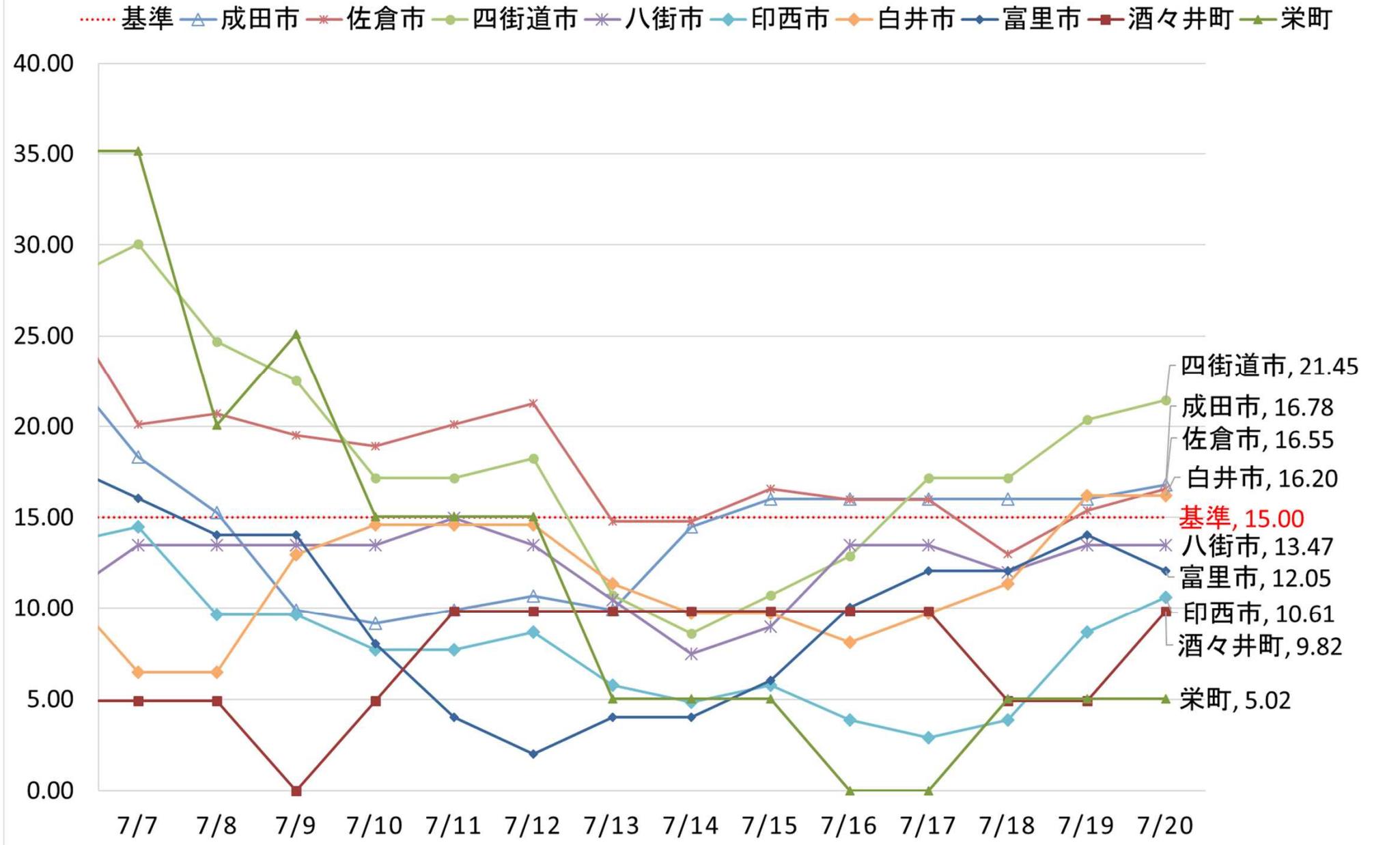


市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（東葛北部）

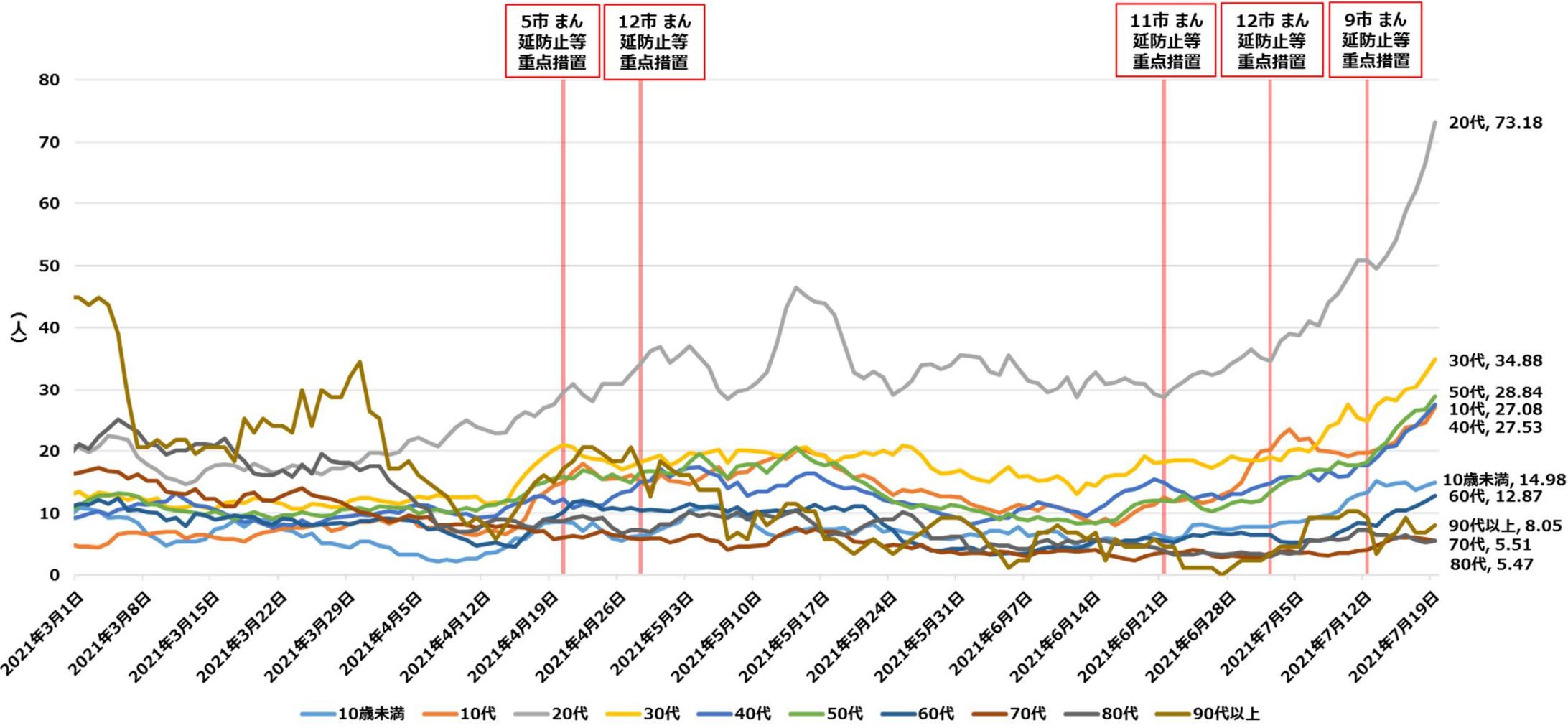


市町村別1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（印旛地域）

市町村別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数
(印旛医療圏)



人口10万人あたり 年代別 新規感染者数推移



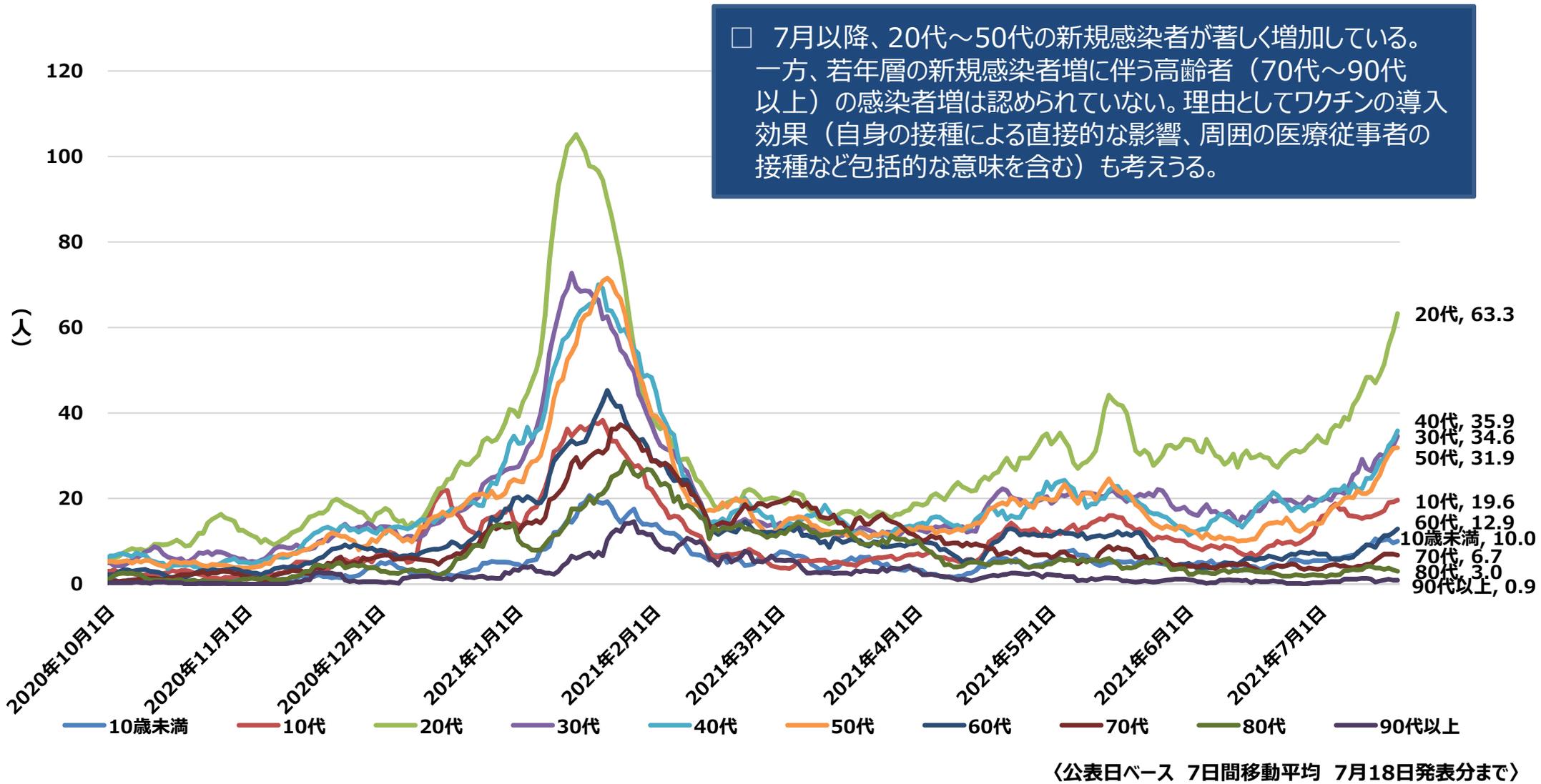
〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日 (千葉県年齢別・町丁字別人口) 7月19日発表分まで〉

40代・50代の感染状況等について

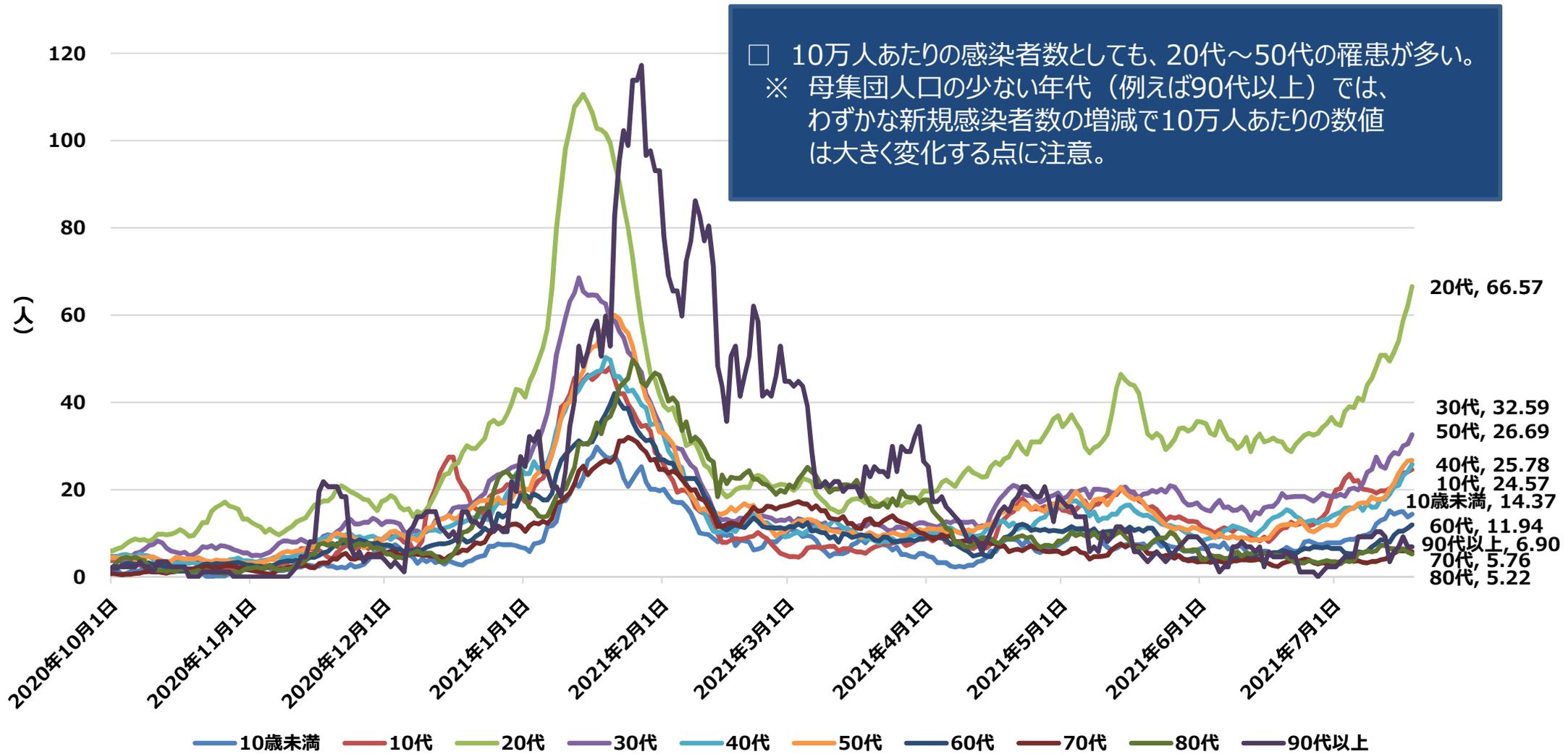
令和3年7月21日(水)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

年代別 新規感染者数推移



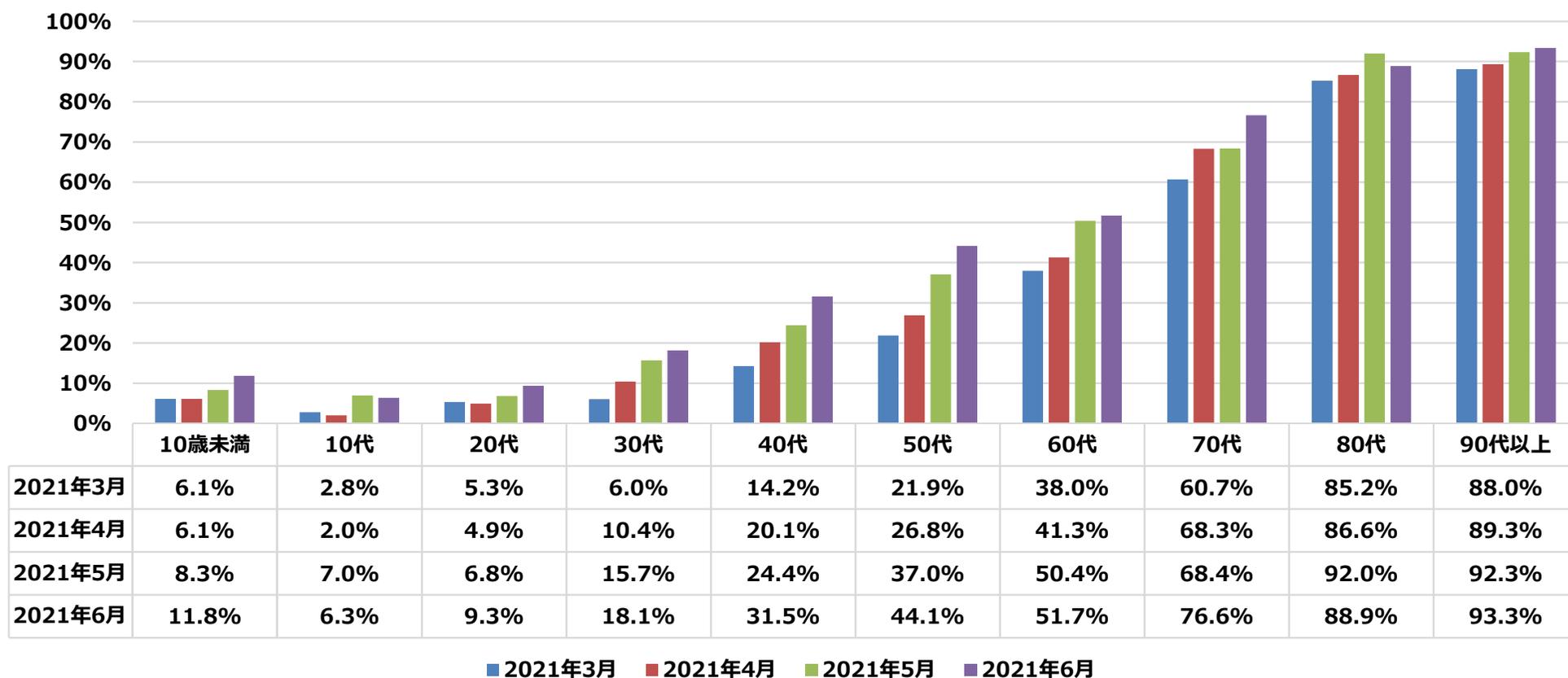
人口10万人あたり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 7月18日発表分まで〉

入院率推移（2021年3月～6月診断例）

□ 30代～50代の入院率の上昇が認められる。変異株の影響かどうかは、変異株感染者と従来株感染者を比較をするなど、より詳細な解析が必要。また、入院率の上昇は、比較的症状の軽い方の入院といったことも影響している可能性もある。



入院率（割合）：当該月に検査診断された新規感染者のうち入院したもの。死亡転帰例はすべて入院したとする。また、他県管理例は除外。7月11日時点。

40代・50代の重症化率（割合）

40代

診断年月	重症例	感染者数	割合
2020年10月	1	157	0.6%
2020年11月	1	322	0.3%
2020年12月	4	676	0.6%
2021年1月	10	1688	0.6%
2021年2月	1	473	0.2%
2021年3月	3	429	0.7%
2021年4月	6	536	1.1%
2021年5月	8	526	1.5%
2021年6月	5	553	0.9%

50代

診断年月	重症例	感染者数	割合
2020年10月	3	142	2.1%
2020年11月	1	280	0.4%
2020年12月	13	583	2.2%
2021年1月	16	1608	1.0%
2021年2月	3	471	0.6%
2021年3月	4	389	1.0%
2021年4月	6	514	1.2%
2021年5月	7	532	1.3%
2021年6月	10	394	2.5%

- 重症化率の明らかな上昇は認められない。ただし、重症化率に変化がなくとも、40代・50代の新規感染者数が著しく増加しており、それに伴う重症者数の増加が懸念される。

重症化率（割合）：当該月に検査診断された新規感染者のうち重症の定義に合致したもの。7月17日時点。

千葉県飲食店感染防止対策認証事業について

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、認証モデル事業を千葉市内の飲食店を対象に実施してまいりました。

モデル事業について、ハード・ソフト面での検証を踏まえた改善を行ったうえで、飲食店における感染防止対策を県が認証する制度を、県内全域で実施することとしました。

厳しく設定した認証基準を適用し、基準の達成に必要となる設備の整備費用等への支援を行うとともに、高いレベルでの対策が講じられていることを踏まえ、認証店に対しては、営業時間の短縮要請等を行わないこととしています。

ただし、当面の間は、まん延防止等重点措置区域を除きます。

1 飲食店感染防止対策認証事業について

(1) 対象

千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

(2) 認証基準（別添参照）

業種別ガイドライン等よりも厳しい対策を求める基準としたモデル認証基準のレベルを維持しつつ、専門家の意見等を更に反映し、推奨項目や選択項目を増やしました。

- ・ 選択項目を1項目追加し、「4項目中3項目の選択」を「5項目中4項目の選択」へ変更
 - 従業員の感染防止対策についてチェックリストを作成する項目を追加
- ・ 推奨項目を2項目追加
 - ① テーブルの上だけではなく、座席の横にもパーティション等を設置する項目を追加
 - ② 定期的な窓の開放による換気に加えて、常時、2方向の窓開けで換気を行う項目を追加
- ・ 必須項目の「換気の徹底」の項目について、「換気状況についてCO₂（二酸化炭素）センサーを用いて定期的に記録すること」を追加
- ・ 必須項目の「その他」の項目について、「感染防止対策の取組について、利用者の理解を得るための効果的な周知方法について工夫すること」を追加

(3) 手続き等

飲食店からの申請に基づき、実際に取組状況を確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。その後も継続して対策が取られているかを確認します。

…令和3年7月26日(月)から申請を受付します

2 認証店への支援等

(1) 認証店への要請の取り扱い

現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、まん延防止等重点措置区域以外の区域（※1）にある飲食店に対して、**県独自に「酒類の提供は20時まで」、「営業時間は21時まで」とすることを要請しているところですが、認証店については要請を行わないこととします。（※2）**

ただし、県民の皆様へ「飲食時は少人数で」という要請をしていることを踏まえ、認証店においても大人数となることがないように、適切な対応をお願いします。

※1：7月21日現在においては、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市以外の区域。

注：上記の対象区域は、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合がございますので、御留意ください。

※2：当面の間は、まん延防止等重点措置区域内の認証店については要請の対象となります。重点措置区域等での緩和の是非については、今後検討してまいります。

注：認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんのでご注意ください。

(2) 補助制度等

① 認証店について、県ホームページへの掲載などにより、高いレベルの対策が講じられていることを周知します。

② 認証に必要な設備の整備費用について、補助金(上限30万円)を活用できます。

…補助対象：アクリル板、CO₂（二酸化炭素）濃度測定器、加湿器等

…補助率：10/10

また、必要な機械工事の費用について、補助金（上限70万円）を活用できます。

…補助対象：換気設備工事、自動水栓、人感センサー付き照明、洋式トイレ改修等

…補助率：3/4

上記予算額：27億5千万円

③ ウイズコロナ社会における店舗診断・レイアウト改善、営業戦略立案等について、認証に向けて専門家の助言を受けることができます。

…初回無料、2回目以降自己負担あり

上記予算額：8千万円

④ 感染症対策を随時確認し、十分ではない場合は、認証を取り消すことがあります。

3 市町村との連携

飲食店の取組状況等については、市町村と連携して確認していきます。

4 お問い合わせ先

認証の申請手続きについては、専用窓口（電話）を開設します。

7月26日から申請受付を開始します。

詳細は千葉県ホームページの下記URLにおいて、26日に公開します。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

千葉県飲食店認証事務局

- ・ 受付時間 10:00～18:00（申請から約1か月の間は、土日祝日含む）
 - ・ 電話番号 043-307-9003
 - ・ メール chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp
 - ・ FAX 043-307-9004
 - ・ 郵送先 〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階
- ※ただし、問い合わせは7月26日以降でお願いします。

【参考】千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業の検証（概要）

千葉県では、千葉市内の飲食店を対象に令和3年5月27日から認証モデル事業の受付を開始。これまでに100件を超える申請を受け、26店に対して認証を行いました。

認証店からは、従業員の感染対策に関する意識向上等の効果が認められるという意見がある一方、認証制度を広めるためには、営業時間短縮要請、酒類提供制限の緩和などのインセンティブが必要との意見が見られました。

また、利用客からは、認証店を「感染対策に熱心なお店」として評価する声がありました。

ハード・ソフトの両面から専門家の意見を伺い、

- ・ 座席の横にもパーティションが必要
- ・ CO2センサーを置いて定期的にチェックするだけでなく記録すること。
- ・ 従業員のマスク着用、体調チェック等について実施したことを記録することが望ましい。
- ・ 感染防止対策の取組について、利用者の理解を得るための効果的な周知方法について工夫すること。

といった意見があったことを踏まえ、認証基準等について項目を増やすなどの対応を行いました。

今後も、制度については随時見直し、改善をしていきます。

【問い合わせ】

飲食店感染防止対策認証事業に関すること：商工労働部経営支援課

TEL 043-223-3496

協力要請に関すること：

健康福祉部健康福祉政策課

TEL 043-223-2630

千葉県飲食店感染防止対策認証事業に係る認証の基準

1 来店者の感染症予防

(1) 入店・注文・支払い

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある者又は、正当な理由なくマスク着用をしない者は入場しないよう表示する。
- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。

定員数 _____ 人 乗員上限： _____ 人

※複数台ある場合、エレベーターごとに制限

- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。

乗車可能人数 _____ 人 乗車人数上限： _____ 人

※複数台ある場合、車両ごとに制限

- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

(2) 食事・店内利用

—————〔テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと〕—————

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。

テーブル間：最低 _____ m

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、

アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

—————〔同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと〕—————

※介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低 1 m 以上確保できるよう配置する。

座席間隔：最低 m

- テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

高さ：目を覆う程度の高さ以上のものを目安

幅　：机と同じ幅

形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

—————〔カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと〕—————

- カウンターテーブルの席間は最低 1m 以上の間隔を確保する。

座席間隔：最低 m

- カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

高さ：目を覆う程度の高さ以上のものを目安

幅　：机と同じ幅

【推奨項目】

- 座席の間（※）にパーティション等を設置して遮蔽する。

※テーブル上に設置することに加え、座席の横にも配置すること。

高さ：目を覆う程度の高さ以上のものを目安

幅　：座席と同じ幅

- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。　※2時間程度を目安
-

- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。

————— [ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと] —————

- 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。
- 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。

- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
- 店内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

□ 喫煙スペースの広さ： _____ m² 利用人数上限： _____ 人

※複数室ある場合、喫煙スペースごとに制限

2 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。

- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

ユニフォーム洗濯頻度： _____ ごとに洗濯

3 施設・設備の衛生管理の徹底

—————〔建築物衛生法※の対象施設については、いずれも満たすこと〕—————

- 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 換気を徹底するにあたり、CO₂センサー等により、換気状況を把握し、CO₂濃度を1000ppm以下とし、定期的に記録を行い、適切に管理する。（窓際等に限らず達成が必要）。
- 湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。

—————〔建築物衛生法の対象外の施設〕—————

【いずれも満たすこと】

- 換気を徹底するにあたり、CO₂センサー等により、換気状況を把握し、CO₂濃度を1000ppm以下とし、定期的に記録を行い、適切に管理する。（窓際等に限らず達成が必要）。
- 湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。

【いずれか満たすこと】

- 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

【推奨項目】

- 定期的な窓の開放による換気に加えて、常時、2方向（出来れば対角線上）の窓やドアを5～10cm程度開けることにより換気を行う。
-

- 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

< 飲食業で他人と共用し接触が多い部位 >

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど

- 消毒に用いる製品は、人体に影響を及ぼしうる環境下では、薬機法※に基づき品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」を使用すること。消毒剤を人体に対して空間噴霧することはいかなる状況であっても推奨されないことに留意すること。 ※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

【推奨項目】

- 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。

【具体的な取組の内容】

-
- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
 - 食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

4 チェックリストの作成・公表

- 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとと

もに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。

5 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員の感染が判明した場合保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
- 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

【推奨項目】

- 感染リスクの早期把握のため、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。
- 上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。

【具体的な取組の内容】

6 選択項目

以下の5項目のうち4項目以上取り組むこと。

- 飲食時以外のマスク着用を来店時に必ず、従業員が来店者に要請すること。
- 従業員に対する業務開始前の検温、体調チェック、業務中のマスク着用、手指消毒等について、チェックリストを作成し、適切に管理する。
- 陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、利用者に対して氏名、連絡先等（代表者のみ）を記入するように要請し、店舗側で最低2週間（1か月を目安に適切な方法で確実に廃棄すること。）保管する。

※認証施設は、取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しないこと。

- 換気の詳細（換気回数や空気の流れなど）をわかりやすく図示し、施設内の人が集まりやすい共用エリアがある場合は、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理すること。

【必要換気量確保のために人数制限する場合】

換気量： m³/時 ÷ 30 m³/人・時 = 人（必要換気量上の人数制限）

- 1（2）を強化し、3つの場面ごとの対策について、下記のとおり上乗せすること。

-----〔テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと〕-----

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1 m以上確保できるよう配置した上で、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

テーブル間：最低 m

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低2 m以上確保できるよう配置する。

-----〔同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと〕-----

※介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1 m以上確保できるよう配置し、テーブル上に以下のようなパーティション等を設置して遮蔽する。

高さ：目を覆う程度の高さ以上のものを目安

幅：机と同じ幅

形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

座席間隔：最低 m

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低2 m以上確保できるよう配置する。

-----〔カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと〕-----

- カウンターテーブルの席間は最低1 m以上の間隔を確保し、カウンターテーブル上に

以下のようなパーティション等を設置して遮蔽する。

高さ：目を覆う程度の高さ以上のものを目安

幅：机と同じ幅

- カウンターテーブルの席間は最低 2 m 以上の間隔を確保する。

座席間隔：最低 m

7 その他

- 1～6の事項を含む当該店舗における感染防止対策マニュアルを作成し、日常的に従業員への周知指導を徹底する。
- 感染防止対策の取組について、利用者の理解を得るための効果的な周知について工夫すること。（県が例示するポスターの活用等）

認証モデル事業の検証結果について

令和3年7月21日
商工労働部経営支援課

1. モデル事業の概要

(1) 申請状況等 (7/19 時点)

申請受付開始	令和3年5月27日
認証件数	26件
申請件数	170件 (辞退66件等を含む)
電話相談件数	611件

(2) モデル認証店への支援等

- ・ 認証店について、県ホームページへの掲載などにより、高いレベルの対策が講じられていることを周知。
- ・ 認証に必要な設備の整備費用について、千葉市を通じて補助(上限30万円・補助率10/10)
…補助対象：アクリル板、CO₂(二酸化炭素)濃度測定器、加湿器等

2. 認証基準

(1) 概要

感染防止対策の徹底として、業種別ガイドラインや他県の事例よりも厳しい対策を求める基準とした。

<厳しい基準項目例>

- ・ 建築物衛生法の対象施設に限らず「CO₂(二酸化炭素)濃度の測定1000ppm以下」を必須項目
- ・ 「換気の詳細の図示」、「利用者の氏名等の記録」等の4つの選択項目を設定し、そのうち3項目以上を必須

認証を取得した飲食店からの意見は好意的なものが多く、また、利用者アンケートでの感染防止対策の呼びかけや声掛けに対して「不快に感じた」という回答はなかった。

市町村からは、現在の基準(モデル認証基準)と同一で良いというものが多かった。

(2) 認証基準に対する意見

ア 認証店の意見

- ・従業員の感染対策に関する意識が高まった。
- ・CO₂センサーは、換気のアピールになり、客に安心感を与える。

イ 利用者の意見

(質問項目への回答)

- ・感染防止対策のよびかけや声掛けを受けたことへの感想
 - 「感染対策に熱心なお店だと感じた」… 82%
 - 「不快に感じた」… 0%
 - 「特に何も感じなかった」… 18%
- ・今後、お店を選ぶ際、感染防止対策が十分にとられているお店にいかうと思うか
 - 「ぜひ行こうと思う」… 82%
 - 「あまり関係しない」… 18%

ウ 専門家の意見

(感染症医療)

- ・少人数の同居家族なら同じテーブル内のパーティション等は求めなくて良い。
- ・従業員のマスク着用、体調チェック、手指消毒、手洗いの指導について、実施したことを記録する。
- ・従業員の休憩中、食事はできれば一人、難しければ食事中の話を禁止。
- ・座席の横にもパーティションが必要で、難しければ努力目標へ。

(建築環境)

- ・窓を開けて換気する場合、常時2方向を5cm程度、開けておく。
- ・CO₂濃度測定は、空気がよどみやすい室内側でも測定する。
- ・CO₂濃度を目安にするならば、CO₂センサーを置いて、定期的にチェックし、記入する仕組みを勧めると良い。
- ・遮蔽板には直接的な曝露を防ぐ効果がある。一方、室内の空気の流れによどみを作り、換気の効果を下げる場合もある。

(飲食店事業者)

- ・基準にある利用客の体温の測定、座席間を1m以上確保すること等は、ほとんどの飲食店で対策として取られている。

エ 市町村の意見

- ・現在の基準と同一で良い：42団体
- ・緩和した方が良い：10団体
- ・上乘せした方が良い：1団体、他1団体

3. 補助事業

(1) 概要

千葉市と共同でモデル事業を実施し、アクリル板等の設備購入経費に対する補助事業については、市を実施主体とした。

千葉市及び他市町村に補助事業に関し、意見を聞いたところ、実施方法について大多数の市町村から補助は県が一元化して実施すべきとの回答があった。

(2) 千葉市の意見

そもそも認証と補助がセットの事業であることから、補助事業の主体は県で行うことが効率的であり、窓口もワンストップ窓口で対応することが適当であると考えます。

(3) 他市町村の意見

実施方法について、大多数の市町村が千葉市と同じ意見だった。

- ・ 県が実施主体となるほうが良い： 51 団体
- ・ 市が実施主体となるほうが良い： 3 団体 計 54 団体（千葉市含む）

4. 運用

(1) 概要

感染症対策の実効性を高めるための取組として、継続的な遵守状況の確認や利用客側へのメッセージの発信、対象店舗による今後の運用見直し等の意見があった。

(2) 運用に対する意見

ア 認証店の意見

- ・ 認証が広く浸透し、同条件で他の競合店も営業すべき

イ 専門家の意見

(感染症医療)

- ・ (認証店に限定せず) できていないところをどう指導していくかも課題

(行動科学)

- ・ 利用客側に基準を遵守してもらうための効果的なメッセージ等の提示

規範を喚起するメッセージ

…「みんな〇〇しています。」

「当店では、ありがたいことにみんな食後にマスクをして会話をしてくれています。」

社会貢献であることを伝えるメッセージ

…「あなたの協力が社会を守ってくれています。」

一貫した行動をとりたいと思う傾向を考慮

…入店時に「〇〇にご協力いただけますか？」→「はい」
近親者を思い浮かべてもらう
…子どもや家族を想起させるポスターの掲示

ウ 市町村の意見

- ・ 認証後も定期的に感染対策が実施されているか確認を行うことで、実効性を高める運用としていただきたい。
- ・ 認証制度で差別化を図ると同時に、要請に応じない店舗への指導を強化していただきたい。
- ・ 見回りや確認作業が必要であれば積極的に協力していきたい。
- ・ 認証基準については、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況に応じて、適宜、緩和や強化を行っていく必要があると考える。また、基準の内容変更は、事業者の営業に影響を与える事項であることから、変更を行う際には、実施までに余裕をもって情報を公開していただきたい。

5. インセンティブ

(1) 概要

厳しい認証基準を設けているのだから、時短緩和などのインセンティブを設けるべきとの意見があった。

ただし、専門家からは継続的な遵守状況の確認の必要があるなど指摘があった。

(2) 認証店の意見

- ・ 認証を広めるには、時短緩和や酒類提供の制限緩和のインセンティブを認証店舗に与える必要がある。時短緩和より酒類提供の制限緩和の方が飲食店側は、よりメリットがあるのでないか。

(3) 専門家の意見

(感染症医療)

- ・ 県民へのいわゆる感染を広げない飲食としてのお願いを続けるとともに、市町村や事業者団体とも相談・議論しながら進めていく必要がある。
- ・ インセンティブを与えることは大切だと思うが、継続的に遵守されていることをどの程度確認できるかが鍵になるような気がする。

(4) 市町村の意見

- ・ 認証基準の厳格化により、認証を受けた店舗には、時短措置や酒類提供自粛措置を緩和するなど、認証店舗とそうでない店舗の明確な差別化を図っていただきたい。
- ・ 認証を受けた場合の時短営業の緩和等のインセンティブの付与。

- ・ 認証を受けた店舗には必ず営業時間短縮等の緩和措置を行う制度を創設していただきたい。緩和等の措置がなければ、制度への応募は少ないと考えられる。

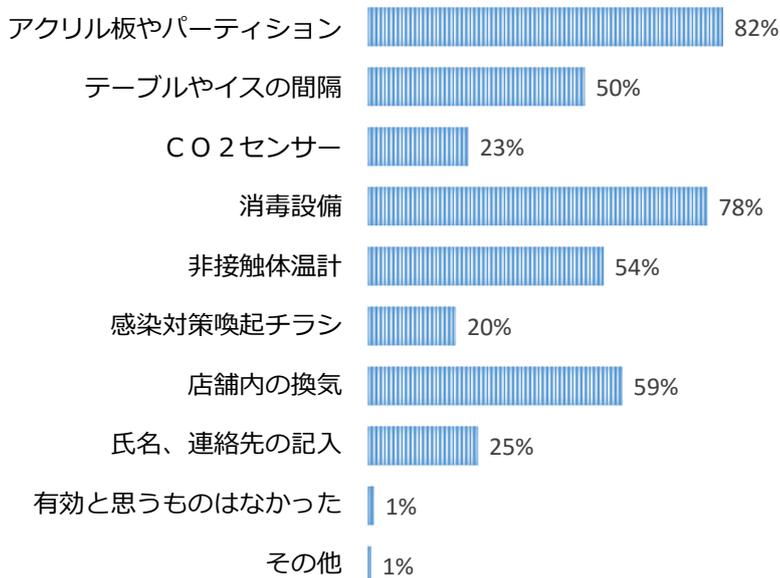
6. 結果として

認証基準については、全県展開にあたり、専門家の意見等を踏まえ一部を見直し、一層厳格な運用を行う。

補助事業については、市町村の意見を踏まえて、全県展開時は県が認証と併せて事業の実施主体になることとする。

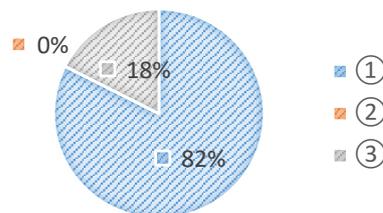
お店の利用について

1 お店の感染防止対策で、有効と思うものを教えてください。（複数回答可）



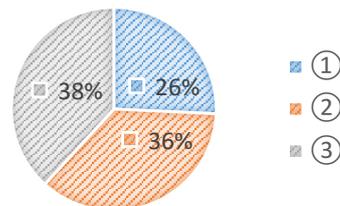
2 感染防止対策の呼びかけや声かけを受けた感想を教えてください。

- ① 感染対策に熱心なお店だと感じた
- ② 不快に感じた
- ③ 特に何も感じなかった



3 こちらのお店が認証取得店であることを、いつ知りましたか。

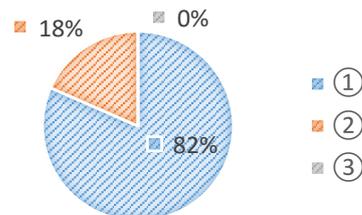
- ① 来店前から知っていた
- ② 来店してから知った
- ③ このアンケートで知った



認証取得店について

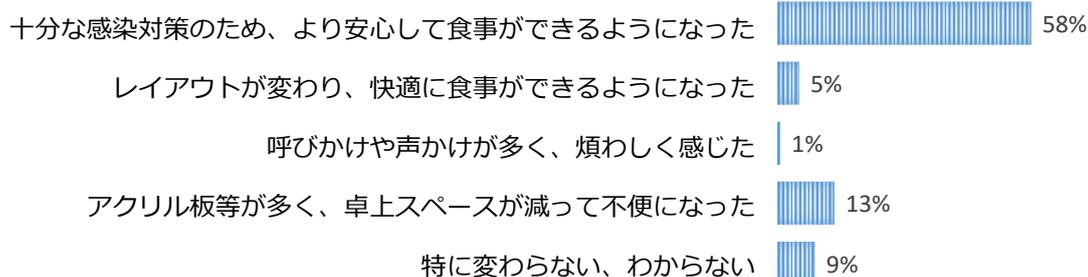
4 今後、お店を選ぶ際、感染防止対策が十分にとられているお店に行こうと思いますか。

- ① ぜひ行こうと思う
- ② お店を選択する際の判断に、あまり関係しないと思う
- ③ あまり行きたいと思わない



以前来店されたことがある方にお聞きします

5 以前来店された時と比べて、お店の印象はどのように変わりましたか。（複数回答あり）



認証制度について

6 認証モデル事業について気づいたことなどをお聞かせください。

【プラスの感想】

- ・ お客様を思う気持ちで、スタッフさんがいつも気配りしてくれていると、利用する側はよい。
- ・ 「安全・安心」を示していると思った。
- ・ 正面の人との間にパーティションがあるのはとても安心できる。

【マイナスの感想】

- ・ パーティションにより声が聞きづらく声が大きくなってしまう。
- ・ お店の方が大変そう。
- ・ 食事がしづらい。
- ・ ボールペンの消毒はされているのか気になった。
- ・ 食事中マスクを外して会話する客が多く不安になる。

【意見】

- ・ そもそも認証制度を知らない。もっと周知徹底してほしい。
- ・ 認証取得店のみアルコール提供の緩和をしてもよいのではないかと思う。

(一部抜粋)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（7月9日）」の
「別表 事業者の皆様への要請及びお願い（3（3）②関係）」（7月21日変更分）

新旧対照表

【変更前】

施設の種別（国の通知による区分）	措置区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市）以外の区域
「飲食店※ ¹ 」・「遊興施設※ ² のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「21時から5時」は営業しない。 ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 ・ 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛。 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。 ・ 店内での会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

【変更後】

施設の種別（国の通知による区分）	措置区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市）以外の区域
「飲食店※ ¹ 」・「遊興施設※ ² のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「21時から5時」は営業しない。 ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 ・ 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛。 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。 ・ 店内での会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。 ・ <u>ただし、「千葉県飲食店感染防止対策認証事業」による認証を受けている店舗に対しては、以下の要請を行わない。</u> <p><u>「21時から5時」は営業しない。</u> <u>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。</u></p>